貯金商品概要説明書

一般財形貯金

(**令和2年**4月1日現在)

	(行和 2 午 4 月 1 口現住 <i>)</i>
商品名	・一般財形貯金
ご利用いただける方	・JAと財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者(年齢制限なし)
期間	
(預入期間)	3年以上
預入方法	
(1)預入方法	・次の賃金から年1回以上の定期的な天引きにより預入れします。 月例給与および賞与 月例給与 賞与
(2)預入金額	・1回あたり1円以上
(3)預入単位	1円単位
(4)預入貯金の種類	・預入日の3年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。
払戻方法	・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利息	- · · · · · · · · · · ·
(1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ・払戻時に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で1年ごとに複利計算を
(4)税 金	します。 ・20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)※の分離課税となります。 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。。
(5)金利情報の入手 方法	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	_
付加できる特約事項	
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金の中途解約の取扱に準じます。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第 51 条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利 息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。) と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。) につきま
紛争解決措置の内容	しては、当JA本支店または本店信用部(電話:086-476-1834)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A本店信用部または J Aバンク相談所にお申し出ください。 岡山弁護士会(J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J Aバンク相談所にお申し出ください。)
その他参考となる	・「退職等に関する通知書」(退職した日から6か月以内)が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。